

税理士 内藤 忠大

合併法人が有する被合併法人の株式のことを「**抱合株式**」といいます。法人税法施行令8条1項5号(資本金等の額)に合併の場合の合併法人における資本金等の額の増減額の計算が規定されていますが、適格合併と非適格合併、抱合株式の処理など、すべての合併のパターンを一括して規定しているため、非常に読みにくくなっています。

本稿では、難読の原因の一つである抱合株式の処理に焦点を当て、非適格合併における資本金等の額の増減額の計算を理解するために必要な事項を確認します。

なお、以下、本稿においては、「抱合株式」という場合には合併法人が有する被合併法人の株式を指すものとします。

(1) 抱合株式がない場合の資本金等の額の計算

資本金等の額の増加額は、法人への払込額とするのが基本とされています(法令8①一)。

法人税法においては、合併における被合併法人からの資産・負債の移転を「払込み」と捉えているわけではありませんが、合併法人において資産・負債が増加して資本金等の額が増加するという点では、合併も金銭等の払込みと同様の状態にあると見ることができます。

しかし、合併の場合には、金銭等の払込みの場合とは異なり、営業の全部の包括的な譲渡と同様に、被合併法人において「資産」として計上されているものが移転するだけでなく、「負債」として計上されているものも移転し、また、いわゆるのれんや営業権などのオフバランスの「資産」や「負債」も移転するという状態となります。

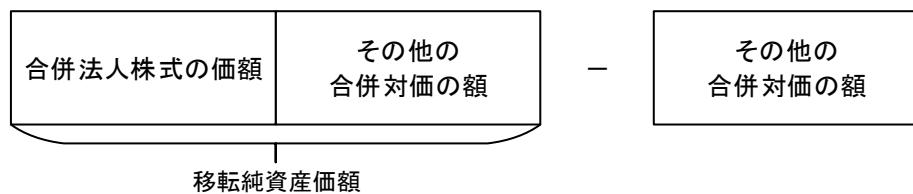
このため、合併の場合には、営業譲渡の場合と同様に、被合併法人から移転する資産及び負債のその移転の対価の額は、基本的には、交付される合併法人の株式等の価額によって捉えることとされています。

法人税法施行令8条1項5号の規定も、そのような前提に立って設けられています。

合併の対価として合併法人の株式のみが交付される場合には、合併法人においては、資本金等の額のみが増加することになりますが、金銭等が交付される場合には、その金銭等の額に相当する金額に関しては、資本金等の額は増加せず、金銭等の額を減少させる処理を行うこととなります。

抱合株式がない場合の非適格合併を例に取り、増加する資本金等の額がどのように計算されるのかということを図示すれば、次の〔図1〕のようになります。

〔図1〕抱合株式がない場合の非適格合併により増加する資本金等の額の計算



(2) 合併法人株式等のみなし株式割当等

会社法上、抱合株式には合併法人株式などの合併対価は交付されないものとされています（会社法 749①三）。

しかし、法人税法においては、抱合株式に対して、他の株主が有する被合併法人の株式と同じ基準で合併法人株式の割当てその他の合併対価の交付があったものとみなすこと（みなし株式割当等）としている規定が二つ存在しています。

一つは、上記（1）でみた非適格合併の資本金等の額の計算の規定（法令 8①五）です。

上記（1）で確認したとおり、非適格合併による資本金等の額の増減額の計算をするためには、合併対価から移転純資産額を計算します。合併によって資産及び負債を移転する場合には、合併対価を交付しないからといって、譲渡利益額又は譲渡損失額を計算するときに譲渡対価の額となる移転純資産額を0とするわけにはいきません。そこで、一旦、株式の割当その他の合併対価の交付をしたものとみなすこととして、適正な譲渡利益額又は譲渡損失額が算出できるようにされているわけです（注1）。

（注1）被合併法人においては、資産及び負債を時価により譲渡し、その対価として抱合株式についても株式割当等をその時の時価で受けたものとされています（法法 62①）。

もう一つは、合併法人におけるみなし配当の計算の規定（法法 24②）です。

非適格合併の場合には、被合併法人の純資産額相当額（資本金等の額と利益積立金額の合計額）が合併法人の資本金等の額の増減額となります。

このように、被合併法人の利益積立金額に相当する金額が合併法人の資本金等の増減額となるということは、合併法人が被合併法人の株主であった場合には、合併法人は、一旦、他の被合併法人の株主と同様に、被合併法人の利益積立金額に相当する金額の金銭等の交付を受け、その後、その金銭等を自らに追加投資した、と解することができます。

このため、被合併法人の株主である合併法人においても、他の被合併法人の株主と同様に、株式割当等を受けたものとみなすこととされているわけです（注2）。

（注2）被合併法人は、株式割当等を受けたものとみなされた対価を、直ちにその株主に交付したものとされます（法法 62①）。

(3) 合併法人株式の取得価額（一般株式）

被合併法人の株主が取得した合併法人株式の取得価額は、合併法人株式以外の合併対価の有無によって異なります。

合併対価が合併法人株式のみの場合は、被合併法人の株主が取得した合併法人株式の取得価額は、被合併法人株式の帳簿価額に合併によるみなし配当額を加算した金額です。

合併対価に合併法人株式以外の資産がある場合は、被合併法人の株主が取得した合併法人株式の取得価額は、合併法人株式の時価となります。

合併法人株式以外の合併対価の有無によって取扱いが異なるのは、株主の投資の継続性があると考えるのか否かによるものです。

合併対価が合併法人株式のみである場合には、株主の投資先が名目的に被合併法人から合併法人へ変わっただけで、投資の継続性がある、と考えているわけです。みなし配当額は、合併法人株式として株主に帰属する被合併法人の利益積立金額に相当する金額ですが、これを合併法人への追加出資と考えており、合併法人株式の取得価額の計算上、加算します（法令 119①五）。

合併法人株式以外の合併対価の交付がある場合には、一旦、被合併法人に対する投資が清算され、その後、新たに合併法人へ投資したと捉えることとなります。この投資の清算においては、みなし配当の額以外の合併対価の額を被合併法人の株式の譲渡対価の額として、株式の譲渡利益額又は譲渡損失額が計算されることになります（法法 61 の 2①）。そして、新たな投資を行ったものとして、合併法人株式を時価相当額（合併対価の額）で取得したとのとされます（法令 119①二十六）。

(4) 合併法人株式の取得価額（合併法人）

会社法において抱合株式に合併法人株式が交付されないこととされていることに関しては上記（2）で述べたとおりですが、仮に、合併法人株式が交付されたとしたならば、その場合には、その取得価額はどのように計算されるのでしょうか。

合併法人にとっては、合併法人株式は自己株式であるため、法人税法上の有価証券ではありませんが、この場合には、有価証券とみなして上記（3）に準じて計算されることとなります。

つまり、合併対価が合併法人株式のみであれば、被合併法人株式の帳簿価額に合併によるみなし配当額を加算した金額になります。

ところで、合併対価に合併法人株式以外の資産がある場合には、本来は、株式の譲渡利益額又は譲渡損失額を計上した上で、合併法人株式の時価が取得価額とされることとすべきものと考えます。

しかし、現在は、平成 22 年度改正により、株式の譲渡利益額又は譲渡損失額の計上は行われないこととされており（注 3）、合併によるみなし配当課税だけ行われることとなっています。

(注3) 平成22年度改正前は、株式の譲渡利益額又は譲渡損失額を計上することとされており、抱合株式に対するみなし株式割当の規定が設けられていました（旧法法61の2③）が、同改正後は、被合併法人株式の帳簿価額相当額を譲渡収入とすることにより、譲渡利益額又は譲渡損失額は計上しないこととされました（法法61の2③）。

このため、株主において投資の清算が行われない状態となり、被合併法人株式の帳簿価額にみなし配当額を加算した金額が合併法人株式の取得価額とされることとなるものと考えられます。

(5) 自己株式を取得した場合の資本金等の額と抱合株式の関係

自己株式を取得すると、譲渡をした旧株主においてみなし配当課税が行われる場合（法法24①四）とその取得が一定の取得請求権付株式に係る請求権の行使によるものである場合等（法法61の2⑬一～三）を除き、自己株式の取得対価等の額を資本金等の額から減算することとされています。

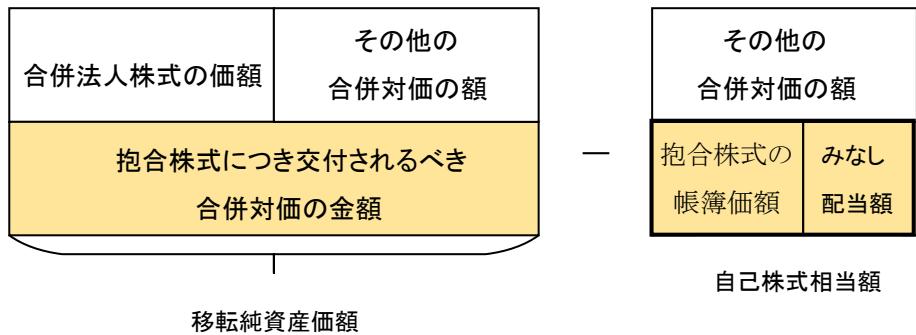
しかし、上記（2）でみたように、合併による資本金等の額の増減額の計算上は抱合株式にも合併法人株式を交付したものとみなされるため、本来は、これに対応して合併法人は自己株式を取得したものとするべきであると考えます。この自己株式の取得については、みなし配当課税はされず（注4）、また、法人税法61条の2第13項1号から3号までの取得ではないため、上記（4）で計算した取得価額相当額が資本金等の額から減額されるはずです。

(注4) 上記（2）の合併法人株式が交付されたとみなされることによるみなし配当は、法人税法24条1項1号によるものであり、4号によるみなし配当課税は行われません。

抱合株式がある場合の非適格合併により増加する資本金等の額の増減額の計算式〔図2〕をみれば、抱合株式の帳簿価額とみなし配当の額の合計額（自己株式の取得価額相当額）が減額されていることが確認できます。

つまり、抱合株式は、合併による資本金等の額の計算上、自己株式として減額要素となっているのです。

〔図2〕抱合株式がある場合の非適格合併により増加する資本金等の額の計算



※この計算式は、上記〔図1〕に抱合株式対応部分（黄色の部分）を加えたものです。

(6) 最後に

以上のとおり、合併の場合の資本金等の額の増減額の計算は、抱合株式の株主（合併法人）への合併対価の交付を前提とした計算構造となっています。

法人税法施行令8条1項5号を正確に理解するためには、同号の定めに次の金額が含まれていることを念頭に置き、読解を進める必要があります。

- | |
|---|
| ① 合併法人は抱合株式にも合併対価を交付すること（移転純資産価額の計算） |
| ② 抱合株式の株主として合併対価を取得すること（みなし配当の計算） |
| ③ 取得した合併法人株式について自己株式の取得の処理をすること（取得価額相当額の減額） |